

管 第 225 号  
平成 29 年 7 月 28 日

羽島市長 松井 聰 様

羽島市庁舎検討委員会  
委員長 犬飼 利嗣



羽島市本庁舎の検討について（答申）

羽島市庁舎検討委員会は、本年 2 月 3 日から 5 回の会議を重ね、現本庁舎の課題・問題点等の整理、多角的な考察と複数の選択肢から貴市にとって最良となる「今後の方向性」について検討しました。その結果、下記のとおり意見をまとめ、委員会の総意として答申します。

市におかれましては、本答申を尊重され、庁舎整備に当たられることを、委員一同切に期待するところです。

記

現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良であると結論付けます。なお、新本庁舎建設に当たっての留意事項及び当委員会としての検討事項の概要は別紙のとおりです。



## 1 【新本庁舎建設に当たっての留意事項】

本庁舎は、多くの市民などが利用するため、誰もが親しみを持ち、利用しやすい場所である必要があります。

また、本庁舎には、市民に対して様々な行政サービスを提供する中核的な公共施設としての役割や、それを支える職員の執務空間としての役割が求められています。

さらに、災害時の防災拠点として、市民の安心・安全を守る役割や環境・景観への取り組みを先導する役割も担う重要な施設です。

今後、市が新本庁舎の整備を具体的に進めていく際には、市民の意見や市の財政状況、社会情勢等を踏まえ適切に対応していただくことを要望します。

## 2 【羽島市庁舎検討委員会での検討事項について】

### (1) 現本庁舎の耐震改修等（現本庁舎を庁舎として引き続き使用する場合）

現本庁舎は、耐震性能が著しく不足しています。耐震改修は、通常、外部と内部の補強工事によって行われます。現本庁舎の場合は、基礎杭の増打ち、液状化対策、使用性回復、機能性向上及び修景工事が同時に必要となります。その上、現状の外観を極力損なわない工法を採用すると、その改修工事費は約25億円となります。さらには内装工事費にも約4億3千万円を要し、合計約30億円の工事費が必要となります。また、耐震改修工事により庁舎の使用面積はより狭小となり、現在の分散庁舎の状況の解決には至りません。

### (2) 建替え

現敷地内での建替えは、移転・新築、仮設庁舎への緊急避難移転（その後新庁舎建設に取り掛かる）及び民間施設の活用という方策より期間的な制約も含めて有益であり、財政的にも有利な「市町村役場機能緊急保全事業債」の起債が適用できます。また、現在分散している庁舎も集約することができます。概算工事費は、新本庁舎の想定延床面積を10,000m<sup>2</sup>と算定し、他の自治体例を参考にして算出すると約40億円となります。

### (3) 検討の結果

庁舎の建替えは、現本庁舎が抱える庁舎の分散化や執務室の不足、ユニバーサルデザイン等に対する課題を全て解消し、さらには防災拠点及び避難施設としての機能を兼ね備えることを実現します。したがって、総合窓口としての対応など、行政サービスの飛躍的な向上が見込まれます。また、期間に限定はありますが、「市町村役場機能緊急保全事業債」の起債も適用できます。

一方、耐震改修の場合、現本庁舎の課題は、根本的には解消されません。さらに、内装設備の再整備に加え、将来的には建替えの必要性も生じるため、最終的な事業費は建替えと比較して多額となることが見込まれます。また、国の「市町村役場機能緊急保全事業債」の起債は耐震改修工事には適用できず、その対象外となっています。